

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 六 第 卷九十二第

行發日一月二十年四和略

論 叢

地租に於ける累進 法學博士 神戸 正雄
 運賃負擔力の表現としての容積と重量 經濟學博士 小島 昌太郎
 平均生産力説について 文學博士 高田 保馬

說 苑

貨幣價值決定原理の一考察 經濟學士 柴 田 敬
 所謂公開市場取引に就いて 經濟學士 島 本 融
 明治政府の貸附金 經濟學士 吉川 秀造

講 演

國民的産業としての生糸 法學士 勝山 勝司

雜 錄

地方税不動産取得税 經濟學士 安田 元七
舊幣津 斗南士族の就産 經濟學士 堀江 保藏
 統計拾穗抄 法學博士 財部 靜治
 株價指數に就いて 經濟學士 益田 熊雄
 近著外國經濟雜誌主要論題

附 錄

本誌第二十九卷總目錄

舊會津藩士斗南士族の就産

堀江 保藏

一 斗南士族の窮狀

斗南士族は舊會津藩士にして、青森縣に移住せしものである。戊辰の役に際して會津藩降を乞ふや、朝廷藩主松平容保を永禁錮に處し、明治二年五月特旨を以て長子容大を陸奥斗南の地に封じ、併せて北海道に於て四郡の支配を命じ、藩士をして容大に従ひ新封地に移住せしめた。斗南の封地は三戸、北（青森縣）二戸

（岩手縣）の三郡に點在する百二十ヶ村より成り、草高

三萬四千七百石餘、歲入現米は七千三百八十石に過ぎなかつた。²⁾この歲入は、舊會津二十三萬石の全藩士の生活を維持するには餘りに貧弱であつた。加ふるに移住に要するすべての費用をも負擔しなければならなかつた。試みに明治三年七月の御救米命下賜歎願書に添付せる、「支配地物成を以藩制に列候者とも取賄之見込」を見るに、同年の歲入米七千五百石、金三千兩を以てしては漸く知事及び小數の士族の生活を賄ひ得るにすぎず、彼等の移住費三萬七千餘兩は賜米其他の臨時歲入を以て之に充ててゐる。而て尙ほ同年分「支配地物成に而取賄相成兼候人數扶助米移住諸入費」として、白米一萬三千七百石餘、金十九萬兩餘を計上してゐる有様である。此の數字中には北海道移住者に對する手當等は含まれて居ないのであるから歲出超過は實に莫大なものと云はねばならない。

されば移住當時藩士一般に四人扶持（七石二斗）を支給し得たるのみにして、藩當局は當初より就産を自論み、先づ諸方に存在せる荒蕪地を開拓せしめ、成功後

1) 若松市郷土誌、12頁。秩祿處分類本略、227頁
 2) 青森縣史、卷六、161頁。秩祿處分類本略、229頁
 3) 同上、卷六、43頁

は開墾地を以て家祿となす計畫を立てた。けれども、
 『二戸三戸郡之儀……瘠薄之地に候得者、餘分の租入
 無御座、北郡之儀は大抵強壯の男子は北海道漁業出稼
 に赴き、居殘の婦女子等粟稗類を植候のみ多分は他領
 の廻米を以凌ぐ程不毛であり、且つ『格別雪深の土
 地にて最早來月(十一月)下旬より降雪、十二月頃は一
 切往來の通路も塞り候程にて、翌春四月に至り不中候
 而は雪不清、右六七ヶ月の間は徒らに坐食するの他¹⁾
 なく、生活極めて困難なる所である。

かくて士族は生活を支ふるに足る家祿なく、只さへ
 不習の生産業に携はる事の困難なるに加へて氣候右の
 如く、すべて見るに忍びざる窮狀に陥つた。明治四年
 五月青森縣より大藏省に提出せる館、斗南二縣士族の
 埋葬料下附願には、『就中斗南貫屬之儀近來老若男女胃
 中虫を生じ、逐日死者數多有之趣申出候に付……醫
 師共相尋候處……全く平素食物危惡にして胃中消化
 せざるの所致之由云々』とあり、又五年五月青森縣令
 より大藏省に提出せる授産に關する伺書中には『右(斗

南)士族卒等民家に寄寓し、衣は躰を蔽ふに足らず、
 食腹はを充るに足らず、飢寒日に迫り、衣食住三つの
 者一も備はらず、何を以て自立の民をなすを得んや云
 々』とある。遙々移住せしにも拘らずその地を脱走
 し、舊封邑若松に歸住する者、他郡に出稼する者等頻
 々として相踵ぐ有様であつた。且つ巖藩置縣の當時、
 政府が舊藩に對して士族卒祿高帳の作成提出を命じた
 る際にも、斗南藩は之が提出をなさず、従つて無祿を
 以て遇せられた。かゝれば政府も特別に同情を寄せ、
 移住の時以來多額の救助米金を下渡した。時を逐うて
 之を掲ぐれば左の如くである。

(一)明治三年春、三ヶ年分合計四萬五千石の救助米
 を一時に下賜せられん事を願出で、三萬石を即時に、
 残り九月に下賜せられた。

(二)同年七月、東京、若松、高田在住者にして未だ
 移住せざる者の移住費その他の爲めに、米千二萬石金
 十七萬兩を下渡されてゐる。

(三)四年四月、大人一人一日四合、老幼三合の割合

頁 229
 卷 六、44
 末、165
 分、85
 頭、314
 處、同上
 秩、同上
 祿、同上
 秩、同上

4) 5) 6) 7) 8)

を以て同年七月迄の救助米を下渡せらる。

(四)同年十二月、十月より五年四月迄の救助米一萬四千三百四十六石餘(惣人員一萬七千三百二十七人、一日一人四合宛)及び職業指導者雇入費用其他に金一萬圓下渡されてゐる。

此の外、許可の有無は不明なるも、若干の家屋建築費の下渡を歎願してゐる。以て斗南士族の窮狀と政府の寛大なる處置とを窺ふに足るであらう。

二 第一次開墾事業

明治三年春より五年の四月迄二年の間、斗南士族は殆ど政府よりの救助米によつて生活を續けた。救助歎願の度に就産を誓ひ乍ら何等見るべき施設もなく漫然日を送つたのである。けれどもいつまでも政府の恩恵にすがる事は内外共に許されざる事情にあつた。是を以て縣當局は五年五月に至り(四年十月弘前・館・八戸・七戸・黒石・斗南の六縣合して青森縣となる)、斗南士族就産の爲めに一の計畫を立てた。それは一の農會社

を起し北郡三本木平より開墾を開始し、養蠶・牧畜・種藝を行ひ、以て斗南士族をして夫等の勞働に従事せしめんとするものである。舊諸縣の知事一般富豪の出資をも誘ふけれども、主たる資本は士族救助米を以て充てんとし、一ヶ年一八、一四二、^石五八^石づゝ(一人一日四合宛一二、五九九人分)五ヶ年間下渡せられん事を大藏省に出願した。他府縣士族への影響を考量して、救助米としては許可せられなかつた。けれども、青森縣下開拓起業資金として一萬八千石宛五ヶ年間下渡せらるゝ事となつた。蓋し名儀の相違であつて、その目的が斗南士族の救済にありし事は疑ふを得ない。

縣の豫定の如く農會社は設立せられ、八月廿三日其の布令が發せられ、斗南藩士はこゝに漸く自立職業に従事する事になつた。けれども其の事業は忽ち行詰りに達着した。即ち「元士族の身を以て力耕候儀甚不手馴にて、平民とは格段の違相生じ」、「最前開拓之儀御委任之節は、此地あり幸ひ此人ありと存候處、實地に充て之を傭役仕候へば案外見込違にて、前條之通精弱

9) 明治六年十二月の「家祿奉還者へ資金被下方規則」及び「産業資本の爲め官林荒蕪地拂下規則」の適用を受けて居ないのは此の爲めである。明治四十二年に至り、裁判の結果漸く給祿資格を認められた。(秋祿處分額末略、229頁)

10) 青森縣史、卷六、312-318頁

病身或は老幼婦女等は多くは此地永住の心無之、四方に移轉仕度望の者、又は舊習難脱辛苦之農業を厭ふ者も生じたのである。縣當局も止むを得ず、彼等に移轉並に職業の自由を與へ、一時資本金並に旅費等を支給して爾後救助を願出ざる旨誓はしめ、かくして残りの開墾地永住を決心せる者のみを誘導授産することとした。¹¹⁾此等の處置のために豫定の起業資金中最後の二ヶ年分を現金にて下賜せられん事を要求し、大藏省の許可を得て六年一月に至り十二萬六千兩（二石三兩二分替）を受けてゐる。

右の處置方針に基き、同年三月十五日には元斗南縣士族の處分令を發した。その主要點を列記せんに、
 (一) 手當米は當三月限り廢止する事、
 (二) 職業の選擇、住居移轉は各自の自由たるべき事、
 (三) 他府縣へ送籍希望者へは一人に付米二俵（但し代價を以て渡す）
 金貳圓、及び、資本として一戸に付金拾圓與ふる事、
 (四) 縣内にて自立希望の者へは一人に付米五俵（但し代價を以て渡す）、金五圓、及び資本として一戸

に付金五圓與ふる事、
 (五) 開拓場を三木本一ヶ所と定め、開拓場移轉の者は一戸中強壯の男子一人ある事を要し、この條件備はるとも、甚しき厄介者ある時は例外たるべき事、
 一戸中強壯の婦人二人以上ありて、格別の厄介者無き者も亦開拓場に入り得る事、
 等である。之を以て見れば、斗南士族中より開墾事業に携はる見込みなき者を除外し以て功を遂げんとせしもの如くである。されは開拓場に入らんとする者は、永住の決心と開拓場規則遵守とを誓約するを要した。今年四月の調査を見るに¹²⁾

	戸	人	一戸平均
管内自立者	一六三〇	六六一八	四・一人弱
管外送籍者	一〇四九	三三六七	三・二人強
開拓場入場者	三二八	一五二五	四・六人強
計	三〇〇七	一一五〇〇	

であつて、開拓場入場者は戸數に於て一割一分弱、人員に於て一割三分強を占むるに過ぎない。之は入場條件の嚴重なる結果とも見らるゝが、一戸當り平均人員

11) 同上、386-387頁
 12) 同上、421頁
 13) 同上、423頁

を比較すれば却つて入場希望者の少かりしを推知せしむる。

開拓場入場者は引越旅費として、一戸に付荷物運賃として木馬一匹、一人に付食代錢六百元、一泊料錢一貫二百文、他に道中手當として金一步を受くる定めである。入場後は開拓場規定に基いて次の如く生活の保證を受けた。

(一)一戸に付金五圓、地面一町歩、並に相當の屋敷地支給、但し地面並に屋敷地の地代として一反に付金二朱を即金上納の事

(二)開拓場手當米一人に付米四合宛支給、但し勤惰により増減あり

其他家屋・肥料・農具の無料貸與を受くる事が出来、初發起し方の貸錢は別に坪數に應じて支給せられ、又養蠶・漁業等の内職希望者には當局其の斡旋に任ずる等、誠に行届いたものといはなければならぬ。

開拓後の成績は如何であらうか。青森縣史明治六年十一月の部には、「青森縣歴史」を引用して「十一月四日

より開墾施業及び諸收穫左之通に候事」なる一表を掲げ、土地・産出・樹藝・養蠶・製絲・漁業・營繕の諸項に亘つて詳細に産出高其他を記してゐる。諸出費と比較するに非ざれば無意味なるを以てこゝには略するも、着手後半年にして諸種の收穫を列記し得る事は正に注目する事柄である。然るにも拘らず、菱田重蔵に代つて北代正臣が權令となるに及び、六年十二月一日附を以て開墾業廢止意見書が大藏内務兩省へ送られた。曰く、

『過頃正臣同縣出張之節……金穀出納簿記類散亂勝に相聞候より其儘難聞、依之取謨方嚴談致置……』

然る處菱田權令職務被免正臣儀兼任被仰付候より、旁縣廳中權參事始め評議を盡候後共、右事業に付將來確たる見込有之者無之、去逆此儘指置候半には多少の官員相掛不絶開拓向鞭鞭相不加候ては事業相舉り不中、元來懶惰徒食の其屬共故、縣廳手數相掛候程隨て奮勵心相減じ、終には無際限御救助筋出願候儀顯然に付、不如目今之處にて斷然御打切有之に。右御打切有

14) 同上, 488頁
15) 同上, 568頁
16) 同上, 589頁

之候にも前縣令にて堅約之儀之有、卽座此儘に引揚候事不相成故、現場土着の三百餘戸へ當時貸渡有之候建家並に養蠶器械等一切被下切、以後各自開墾自立候様及處分申度、左も無之時は、此上更に數十萬圓御下け不相成候而は難相叶事情有之候云々」と。

政府當局は、廢止すべきか否か再調査を命じたが、北代權令は廢止説を固持したる爲め、開拓事業はその成功を見ずして打切らるゝ事となり、開拓に従事せる斗南士族は六年四月の處分方法に準じて處分せらるゝ事となつた。¹⁷⁾ 卽ち

惣人員一五三六(當初より二人増、戸數不變)内、管内自立者二〇〇戸、一〇〇〇人(一戸に付牝馬一頭代廿五圓、一人に付金五圓米五俵を與ふ)

管外送籍者二二八戸、五三六人(一戸に付十圓宛の旅費及び一人に付金二圓米五俵宛の手當支給)

但米は一石四・三四八二の積にて金渡し

而て開墾場經費殘金及び、尙ほ政府より受くべき一ヶ年分の事業資金(五ヶ年分中、二ヶ年分は米にて、二

ヶ年分は現金にて既に下渡濟)は政府に還納せられた。¹⁸⁾

三 第二次開墾事業

青森縣の計畫せる開墾事業は中途にして廢止せられ、斗南士族は自ら生活の道を求むるの餘儀無きに至つた。其後彼等が如何なる生活を送つたか詳細に知るを得ないけれども、依然農業經營に従事した者も少くない有様であつた。夫等の内熱心なるものは協議の結果生産資金の貸下を出願してひたすら經營の發展を望んだ。舊斗南藩士の一人にして移住以來牧畜業に従事し、外人を雇入れ等して頗る新式經營の取入に身を委ねたる廣澤安任なるものは、明治十三年三月、彼等の爲めに「舊斗南人就業の爲資本拜借願の義に付」き、縣令山田秀典に對して上申し、明治初年以來の斗南藩士の狀況並に周圍の事情を、委曲を盡して述べてゐる(後述)。それかあらぬか、明治十六年に至り、政府は總計六萬九千八百七拾五圓の金を斗南士族就業資金として

17) 同上、卷七、239-242頁

18) 同上、321頁「元斗南貴屬處分方資本金概調」

青森縣に委託し、八月二十三日には「就産資金貸下規則」¹⁹⁾が制定せられた。右の金額は斗南士族の連署出願に基くものゝ如く、舊斗南士族就産方法取調委員金澤平次右衛門外十九名に委託せられてゐる。こゝでは右の規則並に就産方法取調委員より提出認可せられたる「就産方法書」²⁰⁾に據つて、貸下資金の運用方法を略述しよう。

(イ)資金借受資格者 舊斗南藩士族若くは舊士族にして拜借出願の際取調べし青森縣在籍且つ居住の者に限る。但し本項に該當するとも、戸主にして月俸十二圓以上の官給を受くる者には同人の分五圓を除き一戸當り貸付金の殘額を貸與する。

(ロ)就産資金 總計六九、八七五圓を二分し、二六、八七五圓を現業費とし、獨立と共同とを問はず一戸當金貳拾五圓宛三ヶ年に割つて五ヶ年間貸與す。満期返納の上は更に繰返すことが出来る。第二の四三、〇〇〇圓は準備金とし、拜借金の返納及び他年就産上の資本に充つるため縣廳へ依託し、公債證書等買入

れ、若くは銀行等へ預け置き其の増殖をはかる。又現業費の貸下殘金は第二準備金となし第一準備金と同様利殖し、その利子を以て拜借出願費用世話掛(後出)の手當等に充てる。

借受資金に對しては事業上より生ずる諸物件を抵當として縣廳へ提出し、明治三十四年を以て資金完済の期限とする。其際生じたる殘金は、出願の際調査せる總戸數へ下附を受け、更に事業を擴張する豫定である。

(ハ)産業 産馬・機械・農蠶の三種とし他の産業に従事せんとする時は縣令の裁定を要する。且つ産業は成可く協同を可とする。

(ニ)就産組織 青森組以下十組の産業區を編成し、組毎に一名の世話掛を公選する。世話掛は組内就業の誘導監督を本務とし、其他世話掛會議の開催、資金貸付及返納の仲繼、擔保品の納入手續等を行ふ。他に各組事業總代なるものを置き、事業に關する一切の事を協議する。兩者共に一定の俸給を受ける。

19) 青森縣史、卷八、310頁

20) 同上、314頁

此の如く計畫せられた開墾事業に携つた士族は何程あつたか。記録は存しないけれども、一戸當りの貸付金を以て現業費を除すれば一〇七五戸となる。而て第一次開墾事業の途中及び最後の處分の結果、青森縣下に居住する事となつた者は一八三〇戸であるから、その半分以上が第二次開墾事業に従事する事となつたものと考へられる。これは第一次開墾事業整理の際踏止つた戸數の約三倍に相當するのである。かゝる推測以外に、就産の状況、經過、結果等に關して何ら據るべき材料に接せない。只、此の資金貸下規則は明治十二年四月廿八日に『廢止』せられてゐるが、同日の布令によりて、それが事業停止の意味に非ずして新規貸付停止の意味なる事が知らるゝのみである。²¹⁾然し此の布令によつて、資金貸與の繼續、従つて事業の少くとも失敗に歸せざりし事を推知し得ると思ふ。

五 結 言

以上二回に亘つて行はれた開墾事業の結果、斗南に

移住せる舊會津藩士約三千戸一萬二千人の中、約三分の一は青森縣下に、他の三分の一は縣外に、夫々少額の一時手當を受けて獨立自營する事となり、残りの三分の一は縣管轄の開墾事業に従事する事となつた。第二次開墾事業に従事する者の比較的多數に上る事となつたのは、一旦獨立自營せしものゝ生活に窮したる結果であらうけれども、尙ほ此れには經濟狀態の變遷を併せ考察するを要する。

前述の上申書²²⁾を見るに、『安住此地に移來れる糧に十年前(明治三年)、その間米の最賤もの金十錢にして玄米四升餘を買ひ、大小麥は六七升餘、粟は五升餘、大豆は六升餘、稗は一斗六升餘を買得たり。……牛馬の如きも亦然り。先に牛犢の最貴もの價金三分に過るを聞かず、往々一囊の粟稗を以て之を換ひ、或は山谷に棄死せしむるあるを聞けり。馬は金一二圓なるも買得て用ふべきものあり。今は皆此數倍の騰貴を致せるに非ずや』と。かくて今や農民は多く賣つて少く買ふを利とするに到り、力耕を厭はず、瘠土をも開

21) 同上、511頁

22) 同上、164頁

かんとするに至つたのであるが、當初は勞して益なく農耕に専念する者も少かつたのである。最初に述べし如く、北郡の如きは強壯の男子は總て北海道へ出稼ぎしたのも、まさにこの事情に基くものであらう。三重縣下の士族が物値騰貴に苦しめると比較して頗る興味がある。安任が更に、『大封建の餘弊僻陋の地、世の平均を得る最遅して、事運の推轉するに隨て今漸くにして此に及び來れるなり』といへるは、時勢の變轉をうがつて餘なしといふを得べく、第一次開墾事業の失敗は、斗南士族の懶惰・徒食のみに歸すべからざるものがあつたといはねばならない。